

令和6年度  
先端技術挑戦プロジェクト  
産学連携創出支援事業費補助金  
公募要領

【公募期間】 令和6年2月27日（火）～ 令和6年4月10日（水）17:00 まで

【公募説明会】 令和6年3月5日（火）14:00～15:30

場所：Zoom

申し込み期限：令和6年3月4日（月）17:00 まで

※質疑応答時間を含みます。

※当日の Zoom の URL は申し込みを頂いた方に別途メールにてお知らせ致します。

※説明会参加希望の場合は以下の URL からお申し込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/0666291951758231675>

【公募に関する相談対応】

令和6年2月27日（火）～ 令和6年4月9日（火）

10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜（祝日を除く）

※連絡先等は 27 ページをご覧ください。

※ 17 時以降は公募の相談に応じられませんのでご注意ください。他の補助事業では公募締切が近づくとつれ相談が殺到し、対応ができかねる場合もありますので相談される際は時間に余裕をもって相談いただくようお願いいたします。申請書の記載漏れなどの不備がある場合には審査しない場合があります。

※ 申請書類の提出は電子申請システム (<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/2022394483163155609>) 上でのみ受け付けることとしており、公募期間中にシステム上の処理を行っていただく必要があります。（詳細は 19 ページ参照）。

【注意点】

この公募は、大分県議会での令和6年度予算の成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

令和6年2月  
大分県商工観光労働部  
先端技術挑戦課 先端技術挑戦班

## 目 次

<b>1. 事業の目的</b>	5
<b>2. 申請対象者</b>	6
(1) 高等教育機関（研究開発枠必須）	6
(2) 県内中小企業（代表申請者）（必須）	7
(3) アドバイザー…（推奨）	9
<b>本事業における共同体の構成イメージ</b>	9
<b>3. 申請対象事業</b>	10
(1) 本事業の対象となる研究開発	10
(2) その他の留意事項	11
<b>4. 補助事業期間と補助金額等</b>	12
(1) 可能性調査枠	12
(2) 研究開発枠	12
<b>5. 補助対象経費</b>	13
(1) 物品費	13
①設備備品費	13
②消耗品費	14
(2) 人件費・謝金	14
①人件費	14
②謝金	15
(3) 旅費	15
(4) 外注費	15
(5) その他	15
①印刷製本費	15
②会議費	15
③通信運搬費（通信費、機械装置等運搬費）	15
④光熱水費	16
⑤設備施設料	16
⑤その他（諸経費）	16
(6) 補助対象経費全般にわたる留意事項	17
<b>6. 申請手続き等の概要</b>	19
(1) 公募期間	19
(2) 公募説明会	19
(3) 採択予定件数	19
(4) 申請先（問い合わせ先）等	19
(5) 申請書類	19
(6) その他申請に関すること	20
①審査方法・基準	20

②審査結果の通知 .....	20
③採択案件の公表 .....	20
④事業実施状況の報告 .....	20
⑤先端技術挑戦協議会の戦略アドバイザーへの相談（可能性調査枠のみ） .....	20
（7）コンソーシアムメンバーの不正行為について .....	21
（8）研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応 .....	21
<b>7. 本事業に採択され補助金交付の決定を受けた者の義務</b> .....	22
<b>8. 財産権の帰属等</b> .....	23
（1）研究開発成果の帰属 .....	23
（2）研究開発成果の活用 .....	23
<b>9. その他</b> .....	23
（1）事業成果の公開 .....	23
（2）成果普及への協力 .....	23
（3）中間検査、確定検査 .....	23
（4）中間評価、最終評価に関すること .....	24
①中間評価 .....	24
②最終評価 .....	24
（5）経理処理 .....	24
（6）個人情報の取扱い .....	24
（7）申請書類の情報共有等 .....	24
<b>【別表】 審査基準</b> .....	25

### 【本事業における注意事項】

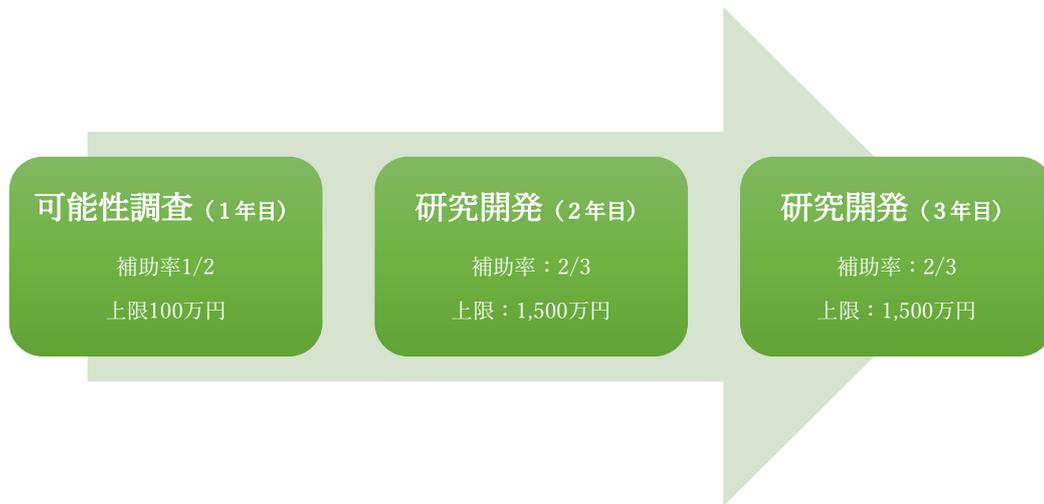
- ① 本事業における採択とは、補助金交付の候補者（以下、「補助金交付候補者」という。）となったことを指すものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。
- ② 補助金に関係する全ての申請書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ③ 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、大分県として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもと必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ④ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、大分県から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑤ 「補助金交付決定通知書」の受領後でないと補助対象となる経費支出等ではできません。補助金交付候補者となった後、補助金交付申請の必要書類を添え、県から、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が送付されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となります。また、支出行為は、銀行振込方式が大原則です（小切手・手形による支払いは不可）。補助金執行の適正性確保のため、旅費や現金決済のみの取引を除き、1取引10万円超（税抜き）の支払は現金支払いは不可です。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く）に当たっては、国、大分県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。大分県にて指名停止措置が講じられている事業者は公表されていないため、必ず発注事業者等に指名停止措置が講じられていないことの確認をお願いします。
- ⑦ 補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について大分県の承認を受けなければなりません。  
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

# 1. 事業の目的

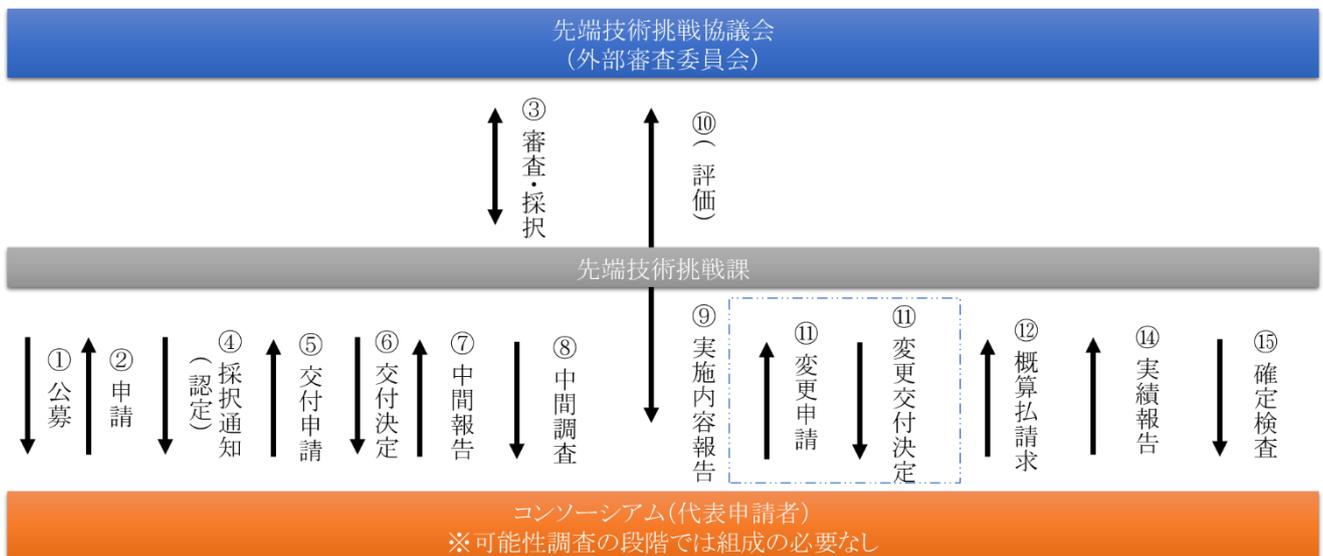
○本事業は、先端技術を積極的に活用し、産業活力の創造につなげていくため、県内企業が高等教育機関と連携した新ビジネス創出による地域課題解決型プロジェクトに対して、支援することを通じて、県内企業のイノベーション、県内製造業及びサービス業の競争力の強化を図ることを目的としています。

○具体的には、県内中小企業者等が大学等の高等教育機関と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援します。あくまでも研究開発を支援するための事業であり、生産を目的とした設備備品の導入や営利活動に関する補助事業ではありません。

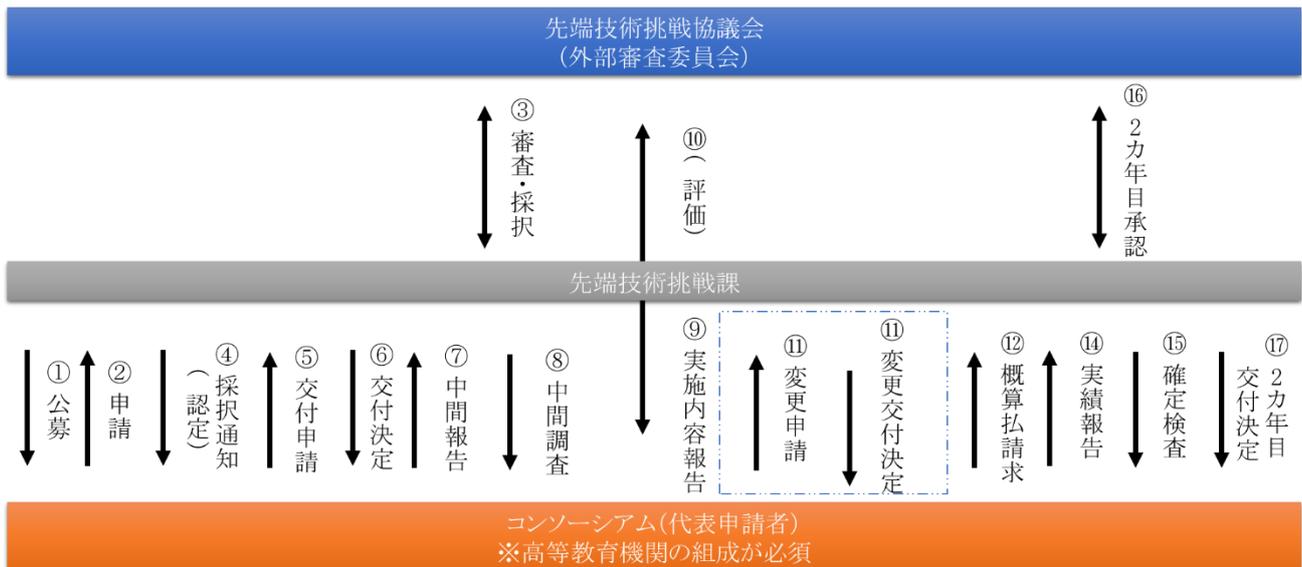
先端技術挑戦プロジェクト産学連携創出支援事業の仕組み（最長3カ年の場合）



## 可能性調査枠の仕組み



## 研究開発枠の仕組み



## 2. 申請対象者

- 本事業は、可能性調査枠の段階では単独で申請できますが、研究開発枠では、県内中小企業者を中心とし、高等教育機関を含めたコンソーシアムを構成する必要があります。コンソーシアムは、下記（１）・（２）に定める高等教育機関、県内中小企業等を含む２者以上で構成する必要があります。  
※中小企業者等の定義は、以下（２）を参照してください。

- また、コンソーシアムを組成する上で、コンソーシアム協定書を関係者で締結する必要があります。研究開発枠の交付申請時にコンソーシアム協定書の写しを提出いただきますので、予め、関係者と合意の上で申請作業を進めてください。

- なお、自治体等公的機関はアドバイザーに限り共同体に参画することができます。

### （１）高等教育機関（研究開発枠必須）

- 本事業において技術の中核的に研究開発・アドバイス等を実施する機関をいいます。
- なお、高等教育機関とは、「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）の「高等教育資格の承認に関するガイドライン～高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約～」に定められる「学校教育法に規定される大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校（農業大学校を除く。）並びに省庁大学校たる国立看護大学校、職業能力開発総合大学校及び水産大学校」のうち大学、大学院、高等専門学校、省庁大学校をいいます。
- 従たる高等教育機関ごとの研究開発における役割を明確にし、いたずらに高等教育機関の数を増やすことのないようにご配慮ください。

○なお、従たる高等教育機関の人件費を計上することも可能となります。ただし、補助金支払いについては、代表申請者に支払いを行いますので、補助金受領後に、高等教育機関へ適切に支払いを行ってください。

(2) 県内中小企業… (代表申請者) (必須)

○県内中小企業の定義は、中小企業基本法における、業種ごとに資本金の額又は出資の総額、従業員数で中小企業者です。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

業種は、日本標準産業分類ではなく、営む事業の内容と実態から判断します(現に行っている事業の業態、または今後予定している業態によって、業種を判定します)。

○以下の対象業種においては、株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成二十年政令第百四十三号)第三条に定める中小企業者の定義に則り、本事業の中小企業の対象とします。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②旅館業	5,000万円以下	200人以下
③ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

○補助対象者の範囲は以下のとおりです。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、 合同会社、特例有限会社、企業組 合・協業組合)</li> <li>・個人事業主（商工業者であるこ と）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）</li> <li>・一般社団法人、公益社団法人</li> <li>・医療法人</li> <li>・宗教法人</li> <li>・学校法人</li> <li>・農事組合法人</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務 署に開業届を提出しているも、開業届上の開業日が申請日より も後の場合は対象外）</li> <li>・任意団体 等</li> </ul>

○本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- ① 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- ② 個人事業主本人および同居の親族従業員
- ③ （申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の社員

※法令や社内就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者

- ④ 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
  - (④-1). 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）
  - (④-2). 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者

※1 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「(④-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

○なお、本事業の代表申請者が県内中小企業でない場合は、可能性調査枠、研究開発枠いずれの場合も申請は不可となります。

### (3) アドバイザー… (推奨※)

○研究開発、その成果の事業化及び資金調達に関する助言を行う等、事業実施にあたって補助的な役割を担う、補助金の交付を受けない者をいいます。

○例えば、研究者、公設試等、ファンド等の金融機関、川下製造業者等（研究開発の成果を利用することが見込まれる者）（以下「マーケットアドバイザー」という。）があげられます。

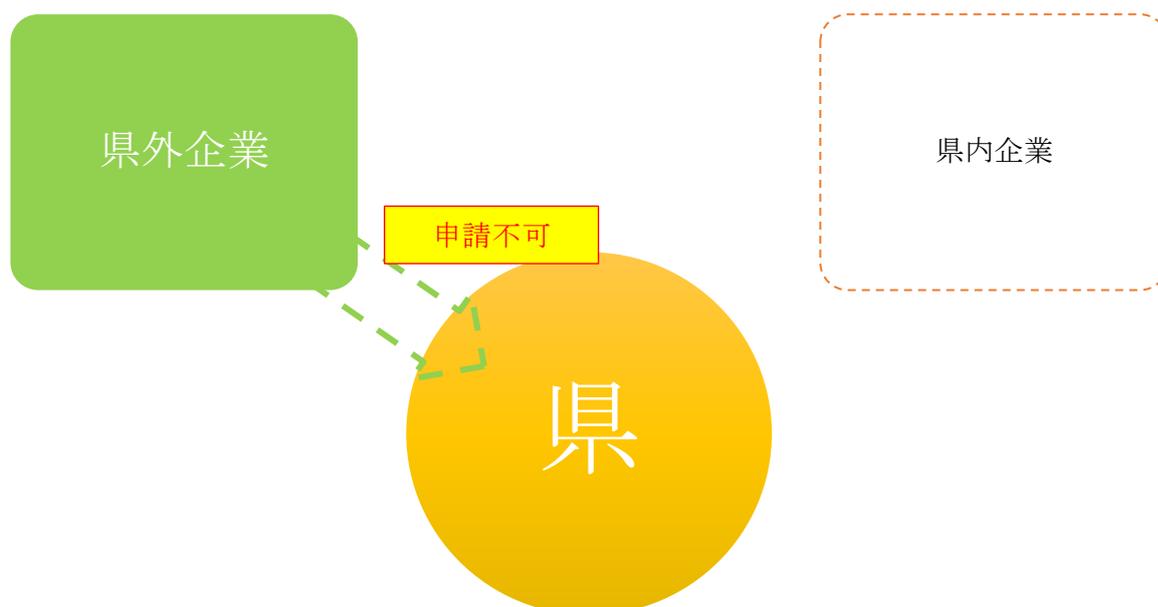
#### 本事業におけるコンソーシアムの構成イメージ

※モデルケースに示した金額、補助率等はいくまで枠毎のイメージ例です。

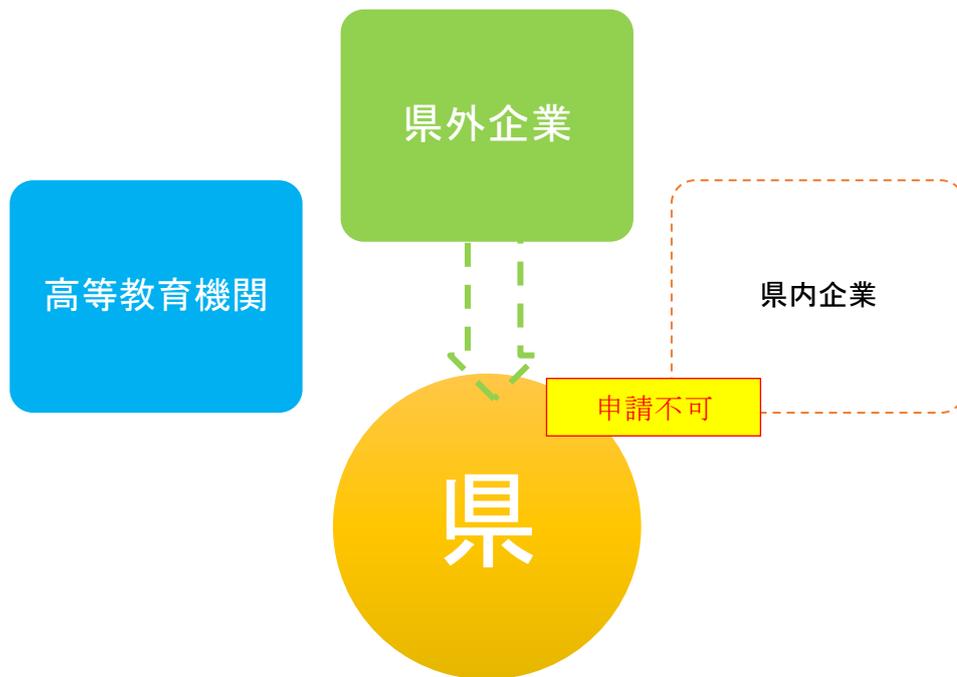
※金額、補助率等については後述の 3. 申請対象事業 (1) 中小企業要件 及び 4. 補助事業期間と補助金額等 を参照してください。

○申請が不可能なモデルケース

**【申請代表者が県外企業で県内企業無の場合】**



**【申請代表者が県外企業で高等教育機関有、県内企業無の場合】**



### 3. 申請対象事業

○本事業の申請対象事業は、以下のテーマ毎に記載された内容に関する研究開発等が対象になります。

- ① AI（人工知能）
- ② ロボティクス
- ③ 次世代半導体
- ④ 環境・エネルギー
- ⑤ 新素材・バイオ

なお、申請対象事業における主な留意事項は、以下の(1)から(2)のとおりです。

#### (1) 本事業の対象となる研究開発

○研究開発を伴わない販路開拓のみの事業等は、本事業に申請することができません。また、研究開発計画のうち本質的な部分（研究開発要素がある業務）をコンソーシアム外へ委託、外注することはできません。

○本事業の補助対象は、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発の取組までです。

○可能性調査枠においては、研究開発を実施する上で必要な市場動向や技術情報、基礎調査、コンソーシアム先の選定等が対象です。なお、可能性調査枠から研究開発枠にステップアップするためには、実施した調査内容を先端技術挑戦協議会にて報告し、その評価を受ける必要があります。

○研究開発枠においては、事業化までの道筋が可能性調査枠で実施した調査にて明確に描けているものが対象（研究開発枠のみを実施する場合は、その道筋を描いていること）となります。また、売上高(見込み)を具体的な根拠に基づいて設定するとともに、補助対象期間の終了後5年以内を目処に事業化する体制やスケジュールについて明記してください。

## (2) その他の留意事項

○以下に該当した場合、不採択、採択決定の取消又は交付決定の取消の措置を行うことがあります。

- ①本公募要領にそぐわない事業
- ②専ら資産運用的性格の強い事業
- ③購入した設備等を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
- ④公序良俗に反する事業
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める事業
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者による事業
- ⑦応募申請時に虚偽の内容を提出した事業者による事業
- ⑧その他申請要件を満たさない事業

#### 4. 補助事業期間と補助金額等

○採択された場合であっても、予算の都合等により申請書に記載された補助金額がそのまま認められず、補助金額が減額される場合があります。

○研究開発枠の2年度目以降の補助金額については、23ページ記載の中間評価の結果、継続が許可された場合に限り、原則として下記の上限額の範囲であって、かつ採択時又は中間評価において認められた各年度の金額の範囲で交付申請を行うことができます。

##### (1) 可能性調査枠

県内中小企業者が先端技術を活用した新産業創出による地域課題解決型のプロジェクトを研究開発するため、高等教育機関等との連携検討を含めたFS調査等の実施を支援する枠

補助事業期間	1年度
補助金額 (上限額)	100万円
補助率	1/2
必須要件	県内中小企業が代表申請者であること

##### (2) 研究開発枠

県内中小企業者が可能性調査枠や自社で実施したFS調査等を踏まえて連携する高等教育機関等と先端技術を活用した新産業創出による地域課題解決型のプロジェクトの研究開発実施を支援する枠。

補助事業期間	1年度～2年度
補助金額 (上限額)	1,500万円
補助率	2/3
必須要件	県内中小企業が代表申請者であること。 高等教育機関がコンソーシアムメンバーであること。

## 5. 補助対象経費

○補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるものになります。なお、生産を目的とした機械装置備品の導入（研究開発と併用する場合も含む）に要する費用等、営利活動に関する経費、他の研究開発にかかる経費は補助対象外となります。詳細は以下のとおりです。

※補助対象経費の計上に当たって不明な点については、お問い合わせください。

### (1) 物品費

- 購入した設備備品等を善良なる管理者の注意をもって管理（善管注意義務）し、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければなりません。
- 可能性調査枠での設備備品費については、取得価格が一件当たり 50 万円以上のもの（処分制限を伴うもの）は補助対象外です。
- 機械装置の設置場所については、コンソーシアムの構成員のいずれの場所に設置しても構いません。また、本事業においては、コンソーシアムの構成員全てが、機械装置備品を購入・使用することができます。ただし、設備備品費は委託費に計上することはできません。
- ソフトウェアについては、研究開発資産と一体で購入・製作等をする場合、研究開発資産の価値を高めるため製作・改造等を自社でする場合は「ア 製作又は購入の場合」、外注により、研究開発資産と一体で製作、改造等を行う場合は「(4) 外注費」としてください。
- 自ら部材や部品を購入して、機械装置を組み立てる場合は、部材等の購入費用を「1) 機械装置備品費」に計上してください（消耗品費とはしないこと）。
- 共同購入については、所有権の所在が不明確となるため、認められません。
- 技術流出を防止できる開発環境の構築に資する物品の購入費用は補助対象経費として認められます。

### ①設備備品費

#### ア 製作又は購入の場合

○本事業の遂行に必要な機械装置（付随する備品を含む）及びソフトウェア並びに研究開発又は研究開発環境の整備等に必要な備品の購入・製作に要した経費。

※中古品の購入費用は、原則補助対象外です。

※機械装置備品費に該当する物品の購入は、耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円（税抜き）以上のものとなります。ただし、消耗品を組み合わせる自ら装置を製作する場合に、耐用年数が1年以上で、取得価格の合計が10万円（税抜き）以上となる場合は、機械装置備品費として計上する必要があります。

※取得価格が10万円未満であっても研究開発内容や調達の目的、使用状況によっては、機械装置備品費に該当する場合があります。

※機械装置備品の設置場所の整備工事や基礎工事を伴う建物等の建設費は計上できません。

○機械装置備品の保守（機能の維持管理等）、改造（主として対象となる物の価値を高め、又は耐久性を増す場合）、修繕（主として事業実施に伴う通常使用による機能劣化等を原状回復する場合）を自社で行う場合に要した経費。

※本事業で専ら使用する機械装置備品の保守、改造及び修繕のみに限ります。

#### イ リース・レンタル外注費

○機械装置備品及びソフトウェアのレンタル・リース、サブスクリプション代等。

※所有権移転型ファイナンスリースは補助対象経費として計上できません。

※レンタル・リースの場合、その期間については合理的な期間を設定し、各年度の補助事業期間中に要する経費のみとします。契約期間が補助事業を超える場合の補助対象経費は、按分等により算出された補助事業期間分となりますが、期間の圧縮と誤解を招くような設定は補助対象外です。

#### ②消耗品費

○研究開発や研究開発環境の整備に必要な材料、部品の製作や試料等の作成に必要な原材料、機械装置の製作や稼働、研究開発環境の整備に必要な資材や部品（ただし、「①1）機械装置備品費」に当てはまるものを除く）、研究開発や実験において摩耗、損耗が著しい消耗品等の購入に係る経費。

※消耗品費に該当する物品の購入は、耐用年数1年未満または取得価格が10万円（税抜き）未満のものとなります（耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円（税抜き）以上のものは機械装置備品費となります）。

※消耗品を組み合わせる自ら装置を製作する場合であって、耐用年数が1年以上、費用の合計が10万円（税抜き）以上になる場合は、機械装置備品費として計上する必要があります。

### (2) 人件費・謝金

- 人件費単価は、原則、健保等級ルールに基づいて算定することとします。
- 人件費は、補助事業に直接従事した時間のみが対象となります。  
事業管理機関及び研究等実施機関以外の者の人件費を計上することはできません。  
(出向・派遣契約に基づく人件費は計上可能です。)
- 総事業費に占める人件費の割合が7割以上とならないよう努めること。

#### ①人件費

##### ア 事業担当者費

○事業に直接従事した研究者等の人件費。

○事業に直接従事した管理員等の人件費。なお、個人事業主や法人の役員（会社法上の役員（取締役、監査役、会計参与等））の人件費を管理員費として計上することはできません。

※個人事業主や法人の役員であっても、研究に直接従事した場合に限り計上は可能です。

## イ 事業補助者費

- 研究員費及び管理員費で計上される者以外で、本事業に補助的な立場で直接従事した者の雇用に係る経費。

### ②謝金

- 委員等謝金及びアドバイザーや外部の知見者から技術指導（技術流出防止を含む）を特に必要とする場合に支払われる謝金に係る経費。

※技術指導に係る費用を計上する場合は、技術指導を受けた内容を具体的に明示し、その結果を管理する必要があります。

### (3) 旅費

- 事業担当者、事業補助者及び委員等の旅費、滞在費及び交通費。なお、各コンソーシアムの旅費規程等により算定された経費であること（海外旅費も含む。）。

### (4) 外注費

- 本事業に必要な機械装置備品の加工やシステム構築等の外注に係る経費。
- 原材料等の再加工、設計、分析、試験、調査（簡単なもの）、検査等を外部（外注先の機器を使って自ら行う場合を含む。）で行う場合に外注先への支払に要する経費。

※外注先が機械装置備品等を購入する費用は補助対象外となります。

※各年度において、補助対象経費総額の2分の1を超えてはいけません。

### (5) その他

- |                                |
|--------------------------------|
| ○「①印刷製本費」については、代表申請者のみが計上できます。 |
|--------------------------------|

#### ①印刷製本費

- 研究内容報告書等の印刷・製本及び電子ファイル作成に要した経費。

※補助事業期間に発生する経費に限ります。

※代表申請者のみ計上が可能であり、高等教育機関等は計上できません。

#### ②会議費

- 補助事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。

#### ③通信運搬費（通信費、機械装置等運搬費）

- 試作品や加工等をコンソーシアム内で移動する場合に要する費用、コンソーシアムから外注先への配送にかかる費用、展示会への出展等に際し必要となる運搬料等の支払いに要する経費、補助事業の実施に直接必要なデータの送受信等の通信・電話料。

#### ④光熱水料

○補助事業の実施に直接使用する機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。

#### ⑤設備施設料

○機械装置 備品 の製作・設置に付帯する電気工事等要した経費

#### ⑥その他（諸経費）

○補助事業の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。

※以下は、想定される費用となります。

##### 1) 技術導入費

○知的財産権等の導入が必要となる場合に所有権者等に支払われる経費。

##### 2) 通訳・翻訳費

○通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費。（海外出張における通訳も含む。）

##### 3) 知的財産権関連経費

○本事業における研究開発と密接に関連し、研究開発等成果の事業化に当たり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や翻訳料等の経費。

※今回の事業の成果に係る発明等ではないものは、対象になりません。また、補助事業期間内に  
出願手続きを完了していない場合は、対象になりません。

※知的財産権の取得に要する経費のうち、以下の経費については、対象になりません。

1. 日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）
2. 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
3. 他の制度により知的財産権の取得の支援を受けているもの

※国際規格認証等の取得に関する経費については、補助対象となります。

※PCT出願の場合、国際出願手数料は補助対象となります。

##### 4) マーケティング調査費（海外における展示会等事業費も含む）

○競合技術等の動向やユーザーニーズの調査に要する経費及び調査員を雇用するための経費。

○事業成果を発表するための展示会開催または出展に係る会場の借上げ費用、装飾費等の運営への支払に要する経費。

○競合技術等の動向や事業成果等の発表等のために参加する学会の参加費用に要する経費。

○事業成果の展開等に要するポスター等の作成及び広告媒体等の活用並びにそのための外部人材を雇うため等の支払に要する経費。

※展示会出展の申込みが補助事業期間以前であっても補助対象となります。ただし、出展及び出展料等の支払いは補助事業期間中に行う必要があります。

※海外における展示会等に出展する費用も補助対象となります。ただし、単に展示会の見学のみ  
の場合は補助対象外です。

※単なる会社のPRや営利活動に直結するPRなどは、補助対象になりません。

## (6) 補助対象経費全般にわたる留意事項

①補助金交付決定日より前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは補助対象経費になりません。

②次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。

- 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 不動産の購入費
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 収入印紙
- 振込等手数料（代引手数料含む。ただし、振込手数料を両者の合意の上（覚書や請求書等の記載により明文化されていることが必要）で取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。）
- 公租公課（ただし、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）については、以下⑤を参照のこと。）
- 還付制度のある海外付加価値税
- 各種保険料（展示会等出展、本事業で購入した機械装置備品に係るものを除く。）
- 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
- 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- 大分県等による検査、評価等への対応に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、パソコン、プリンタ、自動車等（修理費・車検費用含む）など）の購入費（研究開発に真に必要なものであり、相応の理由があるものについては補助対象とすることが可能）
- 原則として中古品の購入費
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

③自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。

④本事業における発注先（委託先）の選定にあたっては、単価 50 万円（税抜き）又は事業者が定めた内規等に拠り相見積を行うとする金額以上の案件については、必ず 2 者以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注（委託）する事業内容の性質上、2 者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

⑤補助金額に消費税等額が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ・消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ・免税事業者である補助事業者
- ・簡易課税事業者である補助事業者
- ・国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ・国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ・課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

⑥本補助事業では、補助対象経費の対象とした機械装置備品等を使用して、試作品の有償譲渡（ただし、サンプル出荷等川下製造業者等からの評価を受けることを目的として、事業者が支出した原価相当での有償譲渡を除く）や製品の販売を行うなどの営利活動に値する行為は認められません。

⑦補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

## 6. 申請手続き等の概要

### (1) 公募期間

期間：令和6年2月27日（火）～令和6年4月10日（水） 17:00 まで

### (2) 公募説明会

日時：令和6年3月5日（火）14:00～15:30

場所：Zoom

申し込み期限：令和6年3月4日（月）17:00 まで

※質疑応答時間を含みます。

※当日の Zoom の URL は申し込みを頂いた方に別途メールにてお知らせ致します。

※説明会参加希望の場合は以下の URL からお申し込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/0666291951758231675>

### (3) 採択予定件数

○可能性調査枠の採択予定件数は最大5件、研究開発枠の採択予定件数は最大2件です。

○採択予定件数は公募開始時点での想定となっておりますので、予告無く変更されることがあります。

### (4) 申請先（問い合わせ先）等

○本事業の申請を行う場合には、事業管理機関は概ね以下の手順で手続きを進めていただく必要があります。

①本事業の申請書類の作成

②電子申請システムによる本事業の申請 (<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/2022394483163155609>)

○申請書の提出は、電子申請システムによるものとし、持参、FAX、郵送及び電子メール等による申請書の提出は受け付けられません。

※17時以降は応募の相談に応じられませんのでご注意ください。公募締切が近づくとつれ相談が殺到により、対応ができかねる場合もありますので相談される際は時間に余裕をもって相談いただくようお願いします。

### (5) 申請書類

○申請は、代表申請者が行ってください。

※人件費等の根拠資料において、コンソーシアム内での共有が難しい場合は、その根拠資料のみ代表申請者以外の提出も可とします。（代表申請者以外が提出する場合は、以下の URL から申請ください）

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/8255975007185292937>

○申請書類は、本公募要領による申請様式を必ずご使用ください。申請様式は「大分県庁 HP 商工観光労働部 先端技術挑戦課 (<https://www.pref.oita.jp/site/oita-iot-lab/sentan-sangakurenkei2024.html>)」に掲載されています。

※申請書類が異なる場合（過去の様式を活用している場合を含む）や記載漏れ、不足等の不備がある場合は、審査されない場合がありますのでご注意ください。

## (6) その他申請に関すること

### ① 審査方法・基準

○おおいた DX 推進ラボ 先端技術挑戦協議会において、25 ページの【別表】で定める審査基準に基づいて審査を行います。

○先端技術挑戦協議会は非公開で行われます。また、必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。

○審査は、プレゼンテーション及び質疑応答を予定しています。開催時期は公募締切日から採択発表日までの間で、詳細な日程は公募締切後に別途連絡します。

○研究開発枠の審査にあたっては、可能性調査枠で採択を受けて取り組んだ研究開発等に関して、事業化状況報告や大分県が行うフォローアップ調査等への回答状況、その内容（進捗状況等）についても加味します。

### ② 審査結果の通知

○採択・不採択の結果について先端技術挑戦課から事業管理機関に文書による通知します。

### ③ 採択案件の公表

○採択案件（補助金交付候補者）の決定後、大分県庁ホームページで発表します。採択案件の公表に際しては、プロジェクト名、補助事業の概要、コンソーシアムメンバーの名称、及び連携する大学・公設試等の名称等を公表します。

○公表時期は概ね6月頃を予定しています。

### ④ 事業実施状況の報告

○事業実施年度の1月頃に、補助事業の実施内容について、進捗状況を先端技術挑戦協議会へ報告していただきます。特に、可能性調査枠、研究開発枠（1年目実施に限る）の実施事業については、本報告に応じない場合、次年度以降の交付申請（「可能性調査枠→研究開発枠」、「研究開発枠1年目→2年目」）を行うことが出来ませんのでご注意ください。

○報告様式は任意となります。

○実施状況の報告後、先端技術挑戦協議会で出た意見について、フィードバックさせていただきます。次年度以降の申請については、本フィードバックを踏まえた事業計画としてください。

#### ⑤先端技術挑戦協議会の戦略アドバイザーへの相談（可能性調査枠のみ）

- 可能性調査枠の実施事業については、事業実施期間中に先端技術挑戦協議会の戦略アドバイザーからコンソーシアムメンバー候補や事業の実施内容等について、アドバイスを受けることが可能です。
- 戦略アドバイザーからのアドバイスが必要な場合は、原則、交付決定を受けてから実施状況の報告までの間に、相談内容をご報告のうえ、大分県までご連絡ください。相談内容を踏まえて、大分県から戦略アドバイザーに照会し、派遣の可否も含めて調整させていただきます。
- 戦略アドバイザーへの相談に係る謝金、旅費については、別途、大分県から戦略アドバイザーに支払うことから、補助事業に計上しないでください。また、戦略アドバイザーをコンソーシアムメンバーに含めることは出来ません。

#### （7）コンソーシアムメンバーの不正行為について

- 本事業において、不正行為があると認められた場合、過去に研究資金、論文等で不正行為を行っていることが発覚した場合は、大分県補助金等交付規則、実施要領、交付要綱等に基づき交付決定の取り消し等を含めた措置を講じます。
- 上記のことから、補助事業認定申請時に「不正行為等への関与に関する誓約書」をコンソーシアムメンバー全ての名義で提出していただきます。

#### （8）研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応

- 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
- ※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。
- 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

## 7. 本事業に採択され補助金交付の決定を受けた者の義務

○本事業に採択され補助金交付の決定を受けた者は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 「大分県補助金等交付規則（昭和43年4月1日大分県規則第27号）」に基づき、交付決定内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければなりません。
- (2) 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に承認を得なければなりません。
- (3) 本事業を完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、指定する期日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 事業化等の状況の報告から、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、その収益の一部について、大分県に納付いただく必要があります（納付額は補助金額が限度）。
- (5) 本事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図るとともに、大分県知事が別に定める期間以前に当該財産を処分（転用（補助金の交付の目的に反する使用を含む。）、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄することをいう。以下、同じ。）する必要があるときは、事前に大分県から、その承認を受けなければなりません。
- (6) 本事業により取得した財産を処分したことによって得た収入の一部は納付しなければなりません（納付額は当該財産の取得額に係る補助金額が限度）。
- (7) 補助金の交付申請に当たっては、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。ただし、一部の補助事業者は、消費税等仕入控除税額を含めて申請することができます（詳細は25ページの⑤を参照してください）。

(注) 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者及び間接補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (8) 本事業の遂行及び収支の状況について、大分県の要求があったときは、速やかに遂行状況報告書を提出しなければなりません。また、毎年度事業終了時に遂行状況を確認するため、研究成果報告書を提出していただきます。

- (9) 必要に応じて、本事業に関する調査（事業終了後から5年間実施予定）を行いますので、特段の事情がある場合を除き、協力いただく必要があります。また、本事業は国庫を財源とした事業のための本事業の実施期間中又は終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。これらの検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合はこれに従わなければなりません。

## 8. 財産権の帰属等

### (1) 研究開発成果の帰属

- 本事業により取得した財産及び特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は当該機関に帰属します（県に帰属することはありません）。

### (2) 研究開発成果の活用

- 本事業の目的に鑑み、研究成果については、日本国内での活用を優先してください。  
※日本国内で製造等を行い国外に輸出、販売する場合は、「日本国内での活用」に含みます。

## 9. その他

### (1) 事業成果の公開

- 本事業の研究成果について、ホームページその他の方法で公表し、積極的な普及活動を行いますので、事業成果に関する情報提供等に協力いただく必要があります。

### (2) 成果普及への協力

- 本事業終了後、事業の成果について、県が開催する成果発表会等で発表していただくことがあります。  
○研究活動の内容や成果を分かりやすく説明する活動に積極的にご協力ください。

### (3) 中間検査、確定検査等

- 事業の実施期間中又は実施後において、補助金額の適切な確定に当たり、大分県が補助事業者の中間検査及び確定検査を実施します。
- 原則として、本事業終了時の補助金額確定に当たり、取得した物品等や帳簿類の確認ができない場合又は補助事業の計画が履行されない場合、それに係る経費は補助対象外となります。
- 補助金の支払については、通常は本事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。ただし、本補助金は国の交付金を活用しているため、年度の3月31日まで事業を実施する場合に限り、途中での事業の進捗状況を確認し、特に必要と認められる場合は補助金を全額支払うことも可能です。ただ

し、確定検査時に、取得した物品等や帳簿類の確認ができない又は補助事業の計画が履行されていないことが発覚し、補助金額が支払い総額を下回った場合には速やかに超過した額を返納して頂きます。

#### (4) 中間評価、最終評価に関すること

##### ①中間評価

- 補助事業への採択後、補助金の交付申請及び交付決定は、単年度ごとに行い、年度の後半に外部有識者等で構成される中間評価委員会等で実施状況等の中間評価を行います。
- 評価が極めて低かった場合には、次年度以降の計画を変更していただく又は補助事業の縮小若しくは中止を決定させていただきますのでご注意ください。

##### ②最終評価

- 最終年度の次年度中に、本申請書に記載した研究開発計画における目標の達成度、事業化の進捗度等に対し、先端技術挑戦協議会が評価・アドバイスを行うことにより、本事業で得られた成果の事業化に資することを目的として、外部有識者等で構成される最終評価委員会が最終評価を行うこととします。

#### (5) 経理処理

- 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければなりません。

#### (6) 個人情報の取扱い

- 申請に関連して提供された個人及び法人情報については、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合及び(5)申請書類の情報共有の場合を除きます。)
  - ・ 審査及び審査に係る事務連絡、通知等
  - ・ (採択された場合) 交付申請等の事務連絡、説明会等の開催等に際し必要な連絡、本事業に関連した成果報告会及び展示会、フォローアップ調査、追跡調査、アンケート調査等の連絡

#### (7) 申請書類の情報共有等

- 公共事業等からの暴力団排除の推進を図るため、県警察本部に対して照会を行います。

## 【別表】

### 審査基準

2. 申請対象者及び3. 申請対象事業の内容を満たしている申請に限り、実施要領の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

#### (1) 可能性調査

ア 本事業の趣旨との整合

- ・第1に掲げる本事業の目的を達成するために有効と認められた提案であること。

イ 技術

- ・提案のプロジェクトで活用する技術について、その開発能力を十分に有していること（過去の研究経歴等）。
- ・将来性のある技術、プロジェクトであること。

ウ 調査方法

- ・データの収集、分析が、提案のプロジェクトに沿ったものであること。
- ・提案プロジェクトの達成に向けたコンソーシアムの組成に向けた検討内容であること。
- ・事業化に向けた市場規模、競合性、優位性など十分な検討が計画されていること。

エ 働き方改革

申請する企業に以下が含まれているかの評価

- ・「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」受賞企業
- ・「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けている企業
- ・「しごと子育てサポート企業」の認定を受けている企業
- ・価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業

オ 経営革新

※申請するコンソーシアムに以下の企業が含まれているかの評価

- ・中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、本事業の公募期間の終了日が属する年度の4月1日時点において当該計画の期間中である企業

#### (2) 研究開発

ア 本事業の趣旨との整合

- ・本事業の目的を達成するために有効と認められた提案であること。

イ 技術

- ・提案のプロジェクトで用いる技術について、その開発能力を十分に有していること（過去の研究経歴等）
- ・可能性調査枠又は自社の調査で実施した調査を踏まえた新規性、独創性及び革新性のある技術、プロジェクトであること
- ・可能性調査枠又は自社の調査で実施した調査において、技術における課題が明確で解決方法が適切であること
- ・研究開発目標値（数値等）が適切な目標であること

ウ 事業性

- ・プロジェクト実現のための資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること

- ・可能性調査枠又は自社の調査で実施した調査において、想定する県内、国内及び海外市場の現状や今後の動向を踏まえたプロジェクトであること
- ・販売促進戦略の検討が行われ、販売先、川下製造業者等（顧客）ニーズを捉まえた事業計画であること
- ・事業化が達成された場合、県内企業や様々な産業に経済波及効果を及ぼすこと

#### エ 将来性

- ・当該プロジェクトにより、研究開発により磨き上げた基盤技術を活かして、コンソーシアムに含まれる県内企業が高付加価値企業へと成長・変革するような将来ビジョンを描いていること

#### オ 実施体制

- ・コンソーシアムがプロジェクトを実現するために必要な知見や技術、スタッフを有し、協力体制を構築できていること
- ・単なる調達先ではなく、プロジェクト実現に向けて必要な連携先となっていること

#### カ 働き方改革

※申請する企業に以下が含まれているかの評価

- ・「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」受賞企業
- ・「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けている企業
- ・「しごと子育てサポート企業」の認定を受けている企業
- ・価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業

#### キ 経営革新

※申請するコンソーシアムに以下の企業が含まれているかの評価

- ・中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、本事業の公募期間の終了日が属する年度の4月1日時点において当該計画の期間中である企業

本事業のお問い合わせ先

大分県商工観光労働部先端技術挑戦課 先端技術挑戦班

TEL 097-506-2893

E-mail [a14290@pref.oita.lg.jp](mailto:a14290@pref.oita.lg.jp)